

平成 17 年 6 月 17 日

各 位

会社名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 岩田彰一郎
(コード番号:2678 東証一部)

問合せ先

役職・氏名 取締役 社長室 ネットワークリーダー
織茂 芳行

TEL 03-3522-8608

**アスクル、「紙製品に関する調達方針」を策定、公開
オリジナルコピーペーパーの「原材料トレーサビリティ調査」^{*1}と「グリーン調達」^{*2}を開始**

オフィス用品デリバリーサービス業のアスクル株式会社（本社：東京都江東区、社長：岩田彰一郎、<http://www.askul.co.jp>）は、アスクルブランドの紙製品の調達に関する基本的な考え方を示した「紙製品に関する調達方針」を策定し、6月17日より公開いたします。

アスクルでは昨年来、アスクルブランドのコピーペーパー全 7 シリーズについての「原材料トレーサビリティ調査」を製造元である製紙会社に対して行っており、2005 年 1 月時点で 7 シリーズすべての調査を完了しています。あわせて、この調査結果をベースに製紙会社各社と協議を重ね、2005 年 1 月より、順次、同調達方針に該当する原材料への切り替えを行うことによる「グリーン調達」を推進しており、今年度中には切り替えを完了する予定です。

この公開は、森林資源の枯渇が世界的に叫ばれる中、紙製品の調達についての基本的な姿勢を社外に表明し、同調達方針にもとづいた調達を進めてゆくことで、国内外のサプライヤーに対して、よりいっそう環境に配慮した原材料の使用を求めてゆくものです。

今後も継続して、アスクルブランドのコピーペーパーの「原材料トレーサビリティ調査」と「グリーン調達」を進めてゆくとともに、その他のアスクルブランドの紙製品についても順次取り組みを展開してまいります。

なお、同調達方針は、「アスクル環境方針」^{*3}の重点施策のひとつである「紙の環境負荷低減への取り組み」に則っています。

「紙製品に関する調達方針」および「用語の定義」は参考資料をご参照ください。

*¹原材料トレーサビリティ調査

製品の原材料調達から生産、流通、販売までの過程を明確に把握すること。

*²グリーン調達

製品の生産に使用する原材料や部品において、環境に配慮した活動をしている取引先から、環境に配慮されたものを優先的に調達すること。

*³アスクル環境方針(抜粋)

- 環境宣言：我々は、「お客様のために進化するアスクル」を企業理念に掲げ、お客様、株主様、お取引様、環境NGO・NPOなどの全てのステークホルダーに対して真摯に接し、21世紀が求める最もローコストで、最も環境に配慮した流通プラットフォームの実現を目指します。
- 環境方針：我々は、事業活動の全領域において環境汚染の予防に努め、継続的改善を目指します。

(2003年6月4日制定)

【参考資料】

紙製品に関する調達方針の策定にあたり

アスクルは、森林資源の持続可能な調達を目指し、2004年11月に「紙製品に関する調達方針」を策定いたしました。

昨年来より、アスクルブランドのコピーペーパーについてトレーサビリティの調査を行い、同方針に基づいた調達を開始しております。今後、その他のアスクルブランドの紙製品についても同方針に基づく調達を実施してまいります。

紙製品に関する調達方針

アスクル株式会社は、トータル・オフィス・サポートサービスの会社として、「販売者としての責任」と「森林資源保全」の観点から、「植林パルプや認証林パルプを有効に利用する“森のリサイクル”」と「古紙¹の利用を積極的に進める“紙のリサイクル”」の両立を目指します。

また、以下を「紙製品に関する調達方針」として掲げ、望ましい紙資源のあり方を実現するために、継続的な取り組みを進めていきます。

【調 達 方 針】

アスクル株式会社は、取り扱う紙製品の原料について、下記のことを優先的に調達していきます。

古紙や廃材などを有効利用して得られた「リサイクルパルプ」²
森林認証制度により適切に管理されていることが認証されたパルプ³
適切に管理された二次林または植林パルプ⁴

制定：2004年11月

改訂：2005年6月

アスクル株式会社

- ・ 「紙製品に関する調達方針」並びに「トレーサビリティ調査票」、「原材料調査確認票」は、WWFジャパンのアドバイスを参考に策定しております。
- ・ 調達方針の「用語の定義」については、グリーン購入ネットワークのガイドラインなどを参考に策定しております。

用語の定義

「紙製品に関する調達方針」で用いられる各種用語を以下の通り定義する。

1: 古紙

使用済み又は加工工程から回収した紙又は板紙。

2: 古紙や廃材などを有効利用して得られたリサイクルパルプ

古紙や使用済みの木材、新築・増築工事、建築物解体工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工場に伴って廃棄物となった木材および木質材料を有効利用して得られたパルプ

3: 森林認証制度により適切に管理されていることが認証されたパルプ

森林認証制度(パフォーマンス認証)により、独立した第三者機関から適切に管理されていることが認証されたパルプ。なお、森林認証制度の種類については、適宜、確認を行い判断する。

(森林認証制度の例)

FSC(森林管理協議会)

PEFC(森林認証プログラム)

SFI(持続可能な林業イニシアティブ)

CSA(持続可能な森林管理システム)

SGEC(緑の循環認証会議) など

4: 適切に管理された二次林または植林パルプ

木材供給を目的とした二次林(伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した林)または植林から採取される段階に、以下の項目について適切に管理していることが確認されたパルプ。

違法伐採でないこと。

保護価値の高い森林からの伐採が行われていないこと。

地域住民などの利害関係者等と重大な係争がないこと。

天然林を近年になって人工林に転換した土地でないこと。

木材の生産が持続的に行われていること。

主に天然林について生物多様性に配慮していること。

参考文献(出典)

JIS P 0001 「紙・板紙及びパルプ用語」(日本規格協会)

エコマーク商品類型 No.112 「文具・事務用品 Version1.0」(日本環境協会)

エコマーク商品類型 No.115 「間伐材、再・未利用材などを使用した製品 Version2.0」(日本環境協会)

GPN-GL1 「印刷・情報用紙購入ガイドライン」(グリーン購入ネットワーク)

責任ある林産物の購入(WWF ジャパン)

以上